

令和6年度 新規就農者向け県の支援策

支援分野	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間 開催予定	人数	担当・電話番号
イベント	就農準備講座	独立・自営就農希望者	新規就農の現状や就農に必要な知識を習得できる講座を開催。	R6.7.14 R7.1(予定)	各50名程度	(公財)滋賀県農林漁業 担い手育成基金 077-523-5505
	しがの農林水産業就業フェア	雇用就農希望者	県内農業法人等が会社概要や仕事内容を伝えるブースや、青年就農者によるセミナー等を開催。	R7.2(予定)	-	
体験	農業体験事業	就農希望者	県内の指導農士や農業法人等で1日または2日の農業体験を行う。	毎年5月から2月末まで	10名程度	(公財)滋賀県農林漁業 担い手育成基金 077-523-5505
短期研修	農業をはじめたい女性の農業短期研修	県内で就農を目指している満16歳以上の女性	女性農業者等で5日～1週間の体験研修を行う。	R6.5～R7.2末まで	5～10名程度	(公財)滋賀県農林漁業 担い手育成基金 077-523-5505
長期研修	滋賀県立農業大学校「就農科」	就農希望者(下記条件を満たす者) ・20歳以上65歳未満の者 ・研修終了後、滋賀県内において農業経営を行うことが確実な者 ・出願時に就農する農地が確保できているか、確保できる見通しがある者	県内で就農を目指す人材に対し、実践的な農場実習や講義を行うことで円滑な就農と就農後における安定した農業経営の実現を目指す。 園芸コース(野菜・花き・果樹)。修業年限1年。	R7入校生願書受付期間 R6.10.28～R6.11.15(必着)	15名	滋賀県立農業大学校 0748-46-2551
雇用費用 助成	雇用就農資金	49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、実践研修を実施する農業法人等 ※その他、農業法人等の要件および新規雇用就農者の要件をすべて満たすことが必要 ※新規雇用就農者の増加分が支援対象	①雇用就農者育成・独立支援タイプ 農業法人等が就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業または独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を年間最大60万円、最長4年間交付。 ②新法人設立支援タイプ 農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を雇用し、実践研修を実施する場合に資金を年間最大120万円、最長4年間交付(3～4年目は最大60万円)。	1回目：R6.3.1～R6.4.4(終了) 2回目：R6.7.3～R6.8.7 3回目：R6.11～R6.12(予定)	-	(一社)滋賀県農業会議 077-523-2439
		職員等を国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して現場実践研修(OJT)を行う農業法人等 ※その他、派遣元農業法人等の要件、受入法人の要件および派遣職員の要件をすべて満たすことが必要	③次世代経営者育成タイプ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して現場実践研修(OJT)を行う際の代替職員人件費および派遣研修費を年間最大120万円、最長2年間(ただし、最短3か月以上)。	R7.1.31まで随時	-	
研修費用 助成	就農準備資金	就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者 ※その他、交付要件をすべて満たすことが必要	農業技術および経営ノウハウの習得のために県立農業大学校等での研修に専念する就農希望者の生活を支援するため、年間最大150万円を最長2年間交付。	1回目：R6.6.17～R6.7.26(終了) 2回目：R6.9.2～R6.10.31	-	(公財)滋賀県農林漁業 担い手育成基金 077-523-5505
情報提供	農業法人等の無料職業紹介	雇用就農希望者	農業法人等への就農希望者および求人希望法人等の情報を収集・蓄積し、職業紹介活動を実施。	随時	-	
営農費用 助成	経営開始資金	独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者 ※その他、交付要件をすべて満たすことが必要	所得が不安定な経営開始直後の認定新規就農者を支援するため、年間最大150万円を最長3年間交付。	随時	-	就農地のある各市町
	経営発展支援事業	独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者 ※その他、交付要件をすべて満たすことが必要	就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入の取組を支援(補助対象事業費上限500万円、補助率3/4以内、補助額上限375万円)。	随時	-	就農地のある各市町